

知っておきたい預金保護の新しいしくみ

平成17年3月までは、当座預金、普通預金、別段預金については、引き続き全額保護されます。



平成17年4月以降は、全額保護される決済用預金（※1）を除き、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1千万円までとその利息が保護されます。

（※1）「決済用預金」とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を備えた預金で当座預金や利息の付かない普通預金が該当します。

預金等の保護範囲

		平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護	利息がつかない等の条件を満たす決済用預金は全額保護
	定期預金 定期積立 ビット ワイド等	合算して元本1千万円（※2）までとその利息等（※3）を保護 ※1千万円を超える部分は、破たん金融機関の財産状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）	
商対象品外	外貨預金 譲渡性預金 ビット等	保護対象外 破たん金融機関の財産状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります。）	

（※2）金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1千万円の代わりに、「1千万円×合併等に関わる金融機関の数」による金額になります。（例えば、2行合併の場合は、2千万円）

（※3）定期積立の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

預金保険の対象となる金融機関

- 銀行（日本国内に本店があるもの） ●信用金庫 ●信用組合 ●労働金庫 ●信金中央金庫
- 全国信用協同組合連合会 ●労働金庫連合会

※農協、漁協、水産加工協等は別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

預金保険制度に関する照会先

預金保険機構 ☎03(3212)6029
財務省関東財務局 ☎048(600)1275